原　議　書

フォルダー番号	06-03-01-01-00			決裁区分	部長	至急、条例等取扱いを朱書	
保存期間	3年	保存終期年度	平成25年度	起案	平成22年10月27日	文書番号	観振　第113-2号
開示区分	開示 [　　]			決裁	22年11月12日	公印・電子署名	保管責任者印・電子文書取扱主任者印 / 押印者印
				施行	22年11月12日		

				起案者　観光振興課　原口　龍介　印　TEL
	観光交流部長	観光振興課長	主幹	係

件　名

Tポイントレディスゴルフトーナメントの後援について

要　旨（要点のみを簡略にまとめ、箇条書などにする。）

標記の件について、別紙「観光交流部所管の行事の後援等に関する取扱要領」第３条（３）(4)に該当するため、これを承認し、申請者に通知します。

行事名：Tポイントレディスゴルフトーナメント
期　日：２０１１年３月１５日～２０日
場　所：鹿児島高牧カントリークラブ

様式第２（第５条関係）

（案）

観振　第１１３－２号
平成２２年　　月　日

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
Ｔポイント　レディス　ゴルフトーナメント
大会実行委員長・大会プロデューサー
[redacted] 様

鹿児島市長　森　　博　幸

行事の（ 後援 ・　共催　）承認通知書

平成２２年１０月２２日付けで申請のあった標記の件については、下記の条件を付して、これを承認します。

記

１　行事の名称　Ｔポイントレディスゴルフトーナメント
T-POINT LADIES GOLF TOURNAMENT

２　使用を承認する名義　　鹿児島市

３　承認条件
(1) 行事の管理・運営については、市は関与しないものとする。（共催の場合を除く。）
(2) 市は、経費の負担及び労務の提供は行わないものとする。（共催の場合を除く。）
(3) 行事中に災害、事故、病人等が発生した場合においては、市は責任を負わないものとする。（共催の場合を除く。）
(4) 行事の日程、場所その他行事計画の内容等について変更が生じた場合には、速やかに行事の（後援・共催）変更届を提出するものとする。
(5) 行事の実施に伴い、市に大きな影響を与えると思われる事項については、事前に報告するものとする。
(6) 行事の実施後、申請と異なる行事内容等が認められた場合は、１４日以内に行事の（後援・共催）実施報告書を提出するものとする。

４　承認取消
次に掲げる承認基準に反する事実が認められたときは、承認を取り消し、今後貴団体が行う行事等については、後援及び共催を行わないものとする。（ただし、市が特に必要と認める場合を除く。）
また、承認の取消により生じた損害については、市は、一切その責めは負わないものとする。
(1) 公共の利益に反するもの
(2) 営利性又は商業宣伝（行事名に主催者名を冠する程度のものは除く。）の意図があるもの
(3) 政治性若しくは宗教性があるもの又は政治団体若しくは宗教団体が主催するもの
(4) 一つの流派等の催し又は同人的活動であるもの
(5) 個人が主催するもの
(6) その他市長が不適当と認めるもの

2010年10月吉日

鹿児島県鹿児島市
市長 森 博幸 殿

下記競技開催（予定）に当り、貴市の後援の程 お願い申し上げます。

所在地: 東京都渋谷区恵比寿南3-1-1
恵比寿グリーングラスビル 7階
代表者: カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
Tポイントレディス ゴルフトーナメント
大会実行委員長兼事務局長
[redacted]

後 援 依 頼 書

1、名 称	Tポイントレディス ゴルフトーナメント T－POINT LADIES GOLF TOURNAMENT （略称：Tポイント レディス）
2、主 催	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
3、協 賛	未定
4、貴市以外の 後援予定 （順不同）	九州ゴルフ連盟 / 株式会社Misumi / 南日本新聞社 / 鹿児島県 / 姶良市 / 鹿児島県ゴルフ協会 / 株式会社 鹿児島放送
5、公 認	社団法人日本女子プロゴルフ協会（LPGA）
6、運営協力	鹿児島高牧カントリークラブ / 株式会社博報堂 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ / 株式会社博報堂DYスポーツマーケティング
7、競技運営	ブリヂストンスポーツ株式会社
8、会 場	鹿児島高牧カントリークラブ 鹿児島県姶良市蒲生町久末2489-1 TEL 0995-52-1603（代表） FAX 0995-52-0121
9、開催日	2011年3月15日（火）指定練習日 16日（水）指定練習日・前夜祭 17日（木）プロアマ大会 18日（金）予選ラウンド（第1日） 19日（土）予選ラウンド（第2日） 20日（日）決勝ラウンド（最終日）
10、賞金総額	7,000万円 優勝賞金＝1,260万円
11、出場選手	108名
12、競技方法	54ホールズ・ストロークプレー ①第1日・第2日の合計36ホールズを予選ラウンドとし、 上位50位タイまでを決勝ラウンド出場資格とする。 ②54ホールを終了して第1位にタイが生じた場合は、 18番ホールを使用してサドンデス方式でプレーオフを行い優勝者を決定する。 2011年JGAゴルフ規則、2011年LPGA競技条件及びローカルルールを適用
13、競技規則	2011年LPGAトーナメント競技特別規則を適用
14、TV中継	〈放送局〉テレビ朝日系列24局ネット＋地方局6局＋BS朝日 〈放送日時〉3月19日（土）（予選ラウンド2日目） 16:00～16:55（予定） 3月20日（日）（決勝ラウンド） 16:00～17:25（予定）
15、大会事務局	申込者 Tポイント レディス ゴルフトーナメント大会事務局 担当者 [redacted] TEL 03-6800-4551

鹿児島市
観光振興課
22.10.22
第 113 号

大会実施要項（予定）

2010年9月9日　現在

名　称	Ｔポイントレディス ゴルフトーナメント
主　催	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（ＣＣＣ）
公　認	社団法人日本女子プロゴルフ協会（ＬＰＧＡ）
後　援	九州ゴルフ連盟・　鹿児島県ゴルフ協会・株式会社 Misumi 南日本新聞社・　鹿児島県・鹿児島市・姶良市・株式会社 鹿児島放送
協　賛	未定
運営協力	鹿児島高牧カントリークラブ 株式会社博報堂 株式会社博報堂ＤＹメディアパートナーズ 株式会社博報堂ＤＹスポーツマーケティング
競技運営	ブリヂストンスポーツ株式会社
会　場	鹿児島高牧カントリークラブ　鹿児島県姶良市蒲生町久末 2489-1 ＴＥＬ　0995-52-1603（代表）　ＦＡＸ　0995-52-0121
開催日	2011年3月15日（火）指定練習日 16日（水）指定練習日・前夜祭 17日（木）プロアマ大会 18日（金）予選ラウンド（第１日） 19日（土）予選ラウンド（第２日） 20日（日）決勝ラウンド（最終日）
賞金総額	7,000万円　優勝＝1,260万円
出場選手	108名
競技方法	54ホールズ・ストロークプレー ①第１日・第２日の合計３６ホールズを予選ラウンドとし、 上位５０位タイまでを決勝ラウンド出場資格とする。 ②５４ホールを終了して第１位にタイが生じた場合は、即日競技委員が指定するホール において、サドンデス方式でプレーオフを行い、優勝者を決定する。
競技規則	2011年JGAゴルフ規則、2011年ＬＰＧＡ競技の条件およびローカルルールを適用
ＴＶ中継	〈放送局〉テレビ朝日系列全国24局ネット ＋６地区（福井、宮崎、山梨、高知鳥取/島根、富山） 〈放送日時〉3月19日（土）16：00～16：55（予定） 3月20日（日）16：00～17：25（予定） 他、BS朝日、スカイ・Ａの放送も予定
大会事務局	Ｔポイントレディス ゴルフトーナメント大会事務局（ＣＣＣ内） 担当：[redacted]・[redacted]ＴＥＬ　03-6800-4551

観光交流部所管の行事の後援等に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、観光交流部所管の行事に係る鹿児島市（以下「市」という。）の後援又は共催（以下「後援等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後援　行事の趣旨に賛同し、その開催を支援するため、市の名義を使用させることをいう。

(2) 共催　行事の趣旨に賛同し、その開催を支援するため、市が主催者の一員として行事の企画又は運営に参画することをいう。

（後援等の承認基準）

第３条　後援の対象となる行事は、次のいずれかに該当する行事であって、市の施策を推進するうえで効果があると認められるものとする。

(1) 市政の振興・発展に寄与するもの

(2) 市民福祉の向上に寄与するもの

(3) 地域社会の向上・発展に寄与するもの

(4) 本市の観光振興に寄与するもの

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する行事は、これを後援しない。

(1) 公共の利益に反するもの

(2) 営利性又は商業宣伝（行事名に主催者名を冠する程度のものは除く。）の意図があるもの

(3) 政治性若しくは宗教性があるもの又は政治団体若しくは宗教団体が主催するもの

(4) 一つの流派等の催し又は同人的活動であるもの

(5) 個人が主催するもの

(6) その他市長が不適当と認めるもの

３　共催の対象となる行事は、前２項に規定する後援の対象となる行事であって、公共性が高く市の施策を推進するうえで特に効果があると認められものとする。

（後援等の承認申請）

第４条　後援等の承認の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、行事の（後援・共催）承認申請書（様式第１）に行事計画書等の必要書類を添えて、行事開催日の３０日前までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

（後援等の承認の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、後援等を承認するときは行事の（後援・共催）承認通知書（様式第２）により、承認しないときは行事の（後援・共催）不承認通知書（様式第３）により当該申請者に対して通知するものとする。

（行事計画の変更等）

第６条　申請者は、行事計画の内容等に変更が生じた場合は、速やかに行事の（後援・共催）変更届（様式第４）を市長に提出しなければならない。

２　後援等の承認を受けた者で、行事実施後、申請と異なる行事内容等が認められた場合においては、１４日以内に行事の（後援・共催）実施報告書（様式第５）を提出しなければならない。

（後援等の承認の取消等）

第７条　市長は、承認後において承認の基準又は条件に反する事実が判明した場合は、その承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該承認を受けた者に対して、行事の（後援・共催）承認取消通知書（様式第６）により通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による承認を取り消された者及び承認の基準又は条件に反する事実が認められた者が行うその後の行事については、後援等を行わないものとする。ただし、市が特に必要と認める場合は、この限りでない。

３　後援等の承認の取消によって、承認を受けた者が損害を受けることがあっても、市は一切その責めを負わないものとする。

付　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成２２年１月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成２２年７月２２日から施行する。

様式第２（第５条関係）

観振　第１１３－２号
平成２２年１１月１２日

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
Ｔポイント　レディス　ゴルフトーナメント
大会実行委員長・大会プロデューサー
[redacted] 様

鹿児島市長　森　　博　幸

鹿児島市印
観光振興課

行事の（ 後援 ・　共催　）承認通知書

平成２２年１０月２２日付けで申請のあった標記の件については、下記の条件を付して、これを承認します。

記

１　行事の名称　Ｔポイントレディスゴルフトーナメント
T-POINT LADIES GOLF TOURNAMENT

２　使用を承認する名義　　鹿児島市

３　承認条件
(1) 行事の管理・運営については、市は関与しないものとする。（共催の場合を除く。）
(2) 市は、経費の負担及び労務の提供は行わないものとする。（共催の場合を除く。）
(3) 行事中に災害、事故、病人等が発生した場合においては、市は責任を負わないものとする。（共催の場合を除く。）
(4) 行事の日程、場所その他行事計画の内容等について変更が生じた場合には、速やかに行事の（後援・共催）変更届を提出するものとする。
(5) 行事の実施に伴い、市に大きな影響を与えると思われる事項については、事前に報告するものとする。
(6) 行事の実施後、申請と異なる行事内容等が認められた場合は、１４日以内に行事の（後援・共催）実施報告書を提出するものとする。

４　承認取消
次に掲げる承認基準に反する事実が認められたときは、承認を取り消し、今後貴団体が行う行事等については、後援及び共催を行わないものとする。（ただし、市が特に必要と認める場合を除く。）
また、承認の取消により生じた損害については、市は、一切その責めは負わないものとする。
(1) 公共の利益に反するもの
(2) 営利性又は商業宣伝（行事名に主催者名を冠する程度のものは除く。）の意図があるもの
(3) 政治性若しくは宗教性があるもの又は政治団体若しくは宗教団体が主催するもの
(4) 一つの流派等の催し又は同人的活動であるもの
(5) 個人が主催するもの
(6) その他市長が不適当と認めるもの